

令和元年度 第4回臨時総会 議事録

開催日時	令和元年8月5日(月) 午後3時20分～午後3時34分
開催場所	たかじょう庁舎 6階 人事課会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上19名
欠席委員	なし
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 堀内係長 竹内係長 長澤主任 以上5名
議 題	議案第1号 農地の権利取得の下限面積(別段面積)の設定について

開 会	大野哲会長が議長となり、開会を宣す。(午後 3 時 20 分)
議事録署名委員	議長が、中島義幸委員、川澤一博委員を指名する。
議 事 議 長	それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。 「議案第 1 号 農地の権利取得の下限面積（別段面積）の設定について」、事務局より説明願います。
岩崎次長	それでは、「議案第 1 号 農地の権利取得の下限面積（別段面積）の設定について」ご説明します。 耕作のために農地の所有権等の権利を取得しようとする場合には、農地法第 3 条の許可が必要ですが、この許可要件の一つに経営農地の下限面積があります。この面積については、農地法第 3 条第 2 項第 5 号で、都府県の場合は 50 アールと定められておりますが、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっております。この規定に基づき、本市農業委員会では、これまで本市の全区域において下限面積 40 アールを適用してきたところです。 この度ご提出しました議案は、本市区域内の一部において、この下限面積を変更しようとするもので、これまでの経緯も含めましてご説明させていただきます。 下限面積の緩和に関する協議は、平成 29 年 3 月開催の農地部会での委員からの提案に始まり、それ以降、下限面積を緩和することで農地付き空き家の提供を既に行っております島根県雲南市への視察を行うなどの検討を重ねてきました。この検討結果を受けて、本年 5 月 8 日開催の臨時総会で会長の方針が示されたところであり、お手元の資料 2 に表記していますように、設定区域内の農業者等から下限面積の緩和に関する意見等を聴き、この意見を参考にして先月開催の運営委員会で議案の取りまとめを行いました。 今回の議案は、お手元の資料 1 でもその概要を整理しておりますが、農地法施行規則第 17 条第 2 項の規定を理由に、耕作放棄地化が進み、なおかつ周辺農地への農地の効率的な利用の確保に支障を生じるおそれの少ない、林野率 80 パーセント以上の

岩崎次長	山間農業地域である鏡，土佐山地域を下限面積緩和の設定区域とし，この区域において別段の面積を定めることとしております。 この設定区域における下限面積の設定につきましては，農林業センサスの「農家」の定義をはじめ，かつての農業委員会委員選挙人名簿の登録要件などを参考に，また取得後の規模拡大なども想定して，「農業経営」という観点から 10 アールを下回る緩和は適当でないと判断し，下限面積をこれまでの 40 アールから 10 アールに変更する内容としております。その区域以外の区域につきましては，現行の 40 アールを引き続き適用することとなります。 本日可決いただけますと，資料 1 の下欄にお示ししておりますように，速やかに公示を行い，県知事への報告をはじめ，ホームページ等での公表を行う予定です。また，行政書士会等の関係団体に通知するとともに，9 月発行予定の広報紙「情報 みどりのまち」を通じての周知も考えており，その手続き及び周知の期間に配慮して，施行期日につきましては本年 10 月 1 日から施行することとしております。 なお，この施行日以降において，新規就農者等がこの下限面積の条件等によって農地の権利取得をした場合には，その農地において 3 年 3 作以上の耕作が行われているかの確認を行っていくことを申し添えます。 以上で，説明を終わります。ご審議のほど，よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりましたが，この件について，ご意見，ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので，本件は，議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので，本件につきましては，議案どおり承認することいたします。
議長	続きまして，報告事項に移ります。

議 長	高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について、事務局より報告願います。
堀内係長	― 農業経営改善計画の認定について 報告 ― ― 青年等就農計画の認定について 報告 ―
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	― 意見なし ―
議 長	ないようですので、その他に移ります。何かありませんか。
委 員	― 意見なし ―
議 長	なければ、事務局から連絡事項はありませんか。
堀内係長	― 広島県世羅町農業委員会への視察研修について 説明 ―
岩崎次長	― 生産緑地制度の申込状況について 報告 ―
西野委員	審査後に本申請の件数が減ったのは取り下げということですか。
長岡事務局長	事前審査には申し込んだが本申請をしなかったということです。思ったより申請が面倒であり、来年度でもいいという考えになったのではと、私は思いますが、来年度も申請を受け付けますので、対象となる方については再度お考えいただければと思います。
議 長	他にございませんか。
	― 意見なし ―

閉	会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時34分)
---	---	------------------------

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 9 月 6 日

議長 大野 哲

議事録署名委員 中島 美幸

議事録署名委員 川 澤 一 博

議事録作成者 廣 末 翔 太